

学校いじめ防止基本方針

成田高等学校附属小学校

本校では、以前より「いじめは許さない」という姿勢で、いじめ防止の取り組みをしてきています。今般の社会情勢に鑑みて、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために、「いじめを許さない環境づくり」を一層確立しなければならないと考えています。

以下に、いじめ防止の取り組みの概略及び保護者協力のお願ひについてお知らせします。

1. 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童が、学校の内外を問わずいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、いじめを防ぐ対策に関して全教育活動を通じて行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、「いつでも・どこでも・だれにでも」起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

4. いじめの未然防止について

- ・児童委員会（かがやき委員会）が主になった啓発活動を行う。（4月）

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という指導のもと「いじめゼロ」についての標語やポスターの募集を全校児童に呼びかけて、啓蒙をはかる。

- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため、学級活動や全校集会を利用し、周知する。
- ・教職員は、一人ひとりの児童をみつめ、変化を見逃さないようにする。
- ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳

の指導や取り組みを実践する。

- ・異年齢集団の関わりを重視する。
- ・登下校班編成の児童間の好ましい交流をはかる。
- ・情報モラル指導については、1年生から6年生まで発達に応じた内容で実施する。
- ・部活動等指導では、教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ・学校行事等の準備活動では、児童同士のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる。

5. いじめの早期発見について

- ・朝の健康観察等において、表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・児童との個別面談（10月、1月予定）や質問紙によるアンケート（5月予定）を実施する。
- ・スクールカウンセラーに、児童及び保護者が相談できる体制を設ける。
- ・子どもの様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任まで連絡を入れてほしいこと、逆に学校からも気になることは保護者に連絡する協力体制について依頼する。

6. いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者（通報を受けた者）は事実確認が十分でなくても報告をし、情報共有をする。

教務主任・教頭補佐

発見者（通報を受けた者）→ 担任 → 生活指導担当 → 教頭 → 校長

※ 上記は原則のため、状況に応じて変更する。

(2) 対応について

①認知の判断

- ・いじめ防止委員会が、いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。
ただし、判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

②認知後の対応

- ・組織を中心に、対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行う。
- ・いじめを行った児童が、いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者へは、できるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・メール、インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。
- ・組織を中心に再発防止策を協議する。

7. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ②いじめにより在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。）
- ③保護者が「重大事態」と申し立てた場合、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。必要に応じて、学校の設置者・千葉県学事課と連携して対応にあたる。
- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童保護者等への情報提供をする旨を、在校生とその保護者に説明してから実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・重大事態が発生したとき及び調査結果を学校設置者・千葉県学事課・千葉県知事に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

②千葉県が調査の主体の場合

- ・県の調査組織が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。